
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和6年3月6日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和6年3月6日 午前9時開会

- 日 程 第 1 提案理由の詳細説明
日 程 第 2 質議
日 程 第 3 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日 程 第 1 提案理由の詳細説明
日 程 第 2 質議
日 程 第 3 委員会付託
-

出席議員(10名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	伊 藤 好 晴
3 番	熊 谷 兼 樹	4 番	内 藤 眞 一
5 番	高 橋 英 次	6 番	安 部 誠 也
7 番	景 山 登 美 男	8 番	安 部 丘
9 番	平 石 玲 児	10 番	戸 谷 ひ と み

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 那 須 和 博 書 記 山 内 孝 之

説明のため出席した者の職氏名

町	長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育	長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課	長	那 須 忠 巳	防災危機管理室長	田 村 剛

まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	永井あけみ
保健福祉課長	安部農	福祉事務所長	門脇貴子
建設課長	森山篤	建設課総括監	藤原一也
病院事務長	高橋克裕	産業振興課総括監	本間康浩
基幹支所長	深石尚志	会計管理者	高木ゆかり
		代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

産業振興課長 長島淳二

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、産業振興課 長島課長から、欠席届が提出されております。

日程第1 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、昨日に引き続き提案理由の詳細説明を行います。

議案第35号、令和6年度飯南町一般会計予算を議題といたします。61ページ土木費から説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第35号、令和6年度飯南町一般会計予算、歳出、土木費から説明をいたします。予算書は61ページ、概要書は41ページになります。

款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費。土木総務臨時管理費は、前年同額で引き続き建設業担い手確保対策事業と、除雪機械運転資格取得支援補助金によりまして、担い手確保の支援を行ってまいります。

各種負担金は、各種期成同盟会への負担金で、国道54号三次松江間改良促進期成同盟会が発足したことにより、こちらが皆増となっております。

続いて、項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費。道路橋梁総務経常管理費は、例年並みの経常的な事務費です。

概要書のほうは42ページになります。県道等改良負担金は、上市上地内での防災安全交付金事業と県単急傾斜地崩壊対策事業の負担金、及び神戸川受託事業、町道改良ですが、こちらの負担金を計上しております。前年に比べ、全体で500万円余の増額となっております。

おります。

続いて、目、道路橋梁維持費。道路橋梁維持経常管理費は、町道の除雪、道路照明管理などの道路維持管理費と、会計年度職員1名の人件費及び、事務費を計上しております。全体で300万円余の増額となっております。

道路橋梁維持臨時管理費につきましては、道路橋梁における応急修繕を行うための費用で20万円の増となっております。

道路維持修繕工事は、前年同額の維持修繕工事費を計上しております。

橋梁長寿命化事業補助につきましては、橋梁点検65橋、特殊橋梁点検2橋を実施するための費用で、1,100万円余の増額です。

水力発電周辺地域交付金事業は、新規で長谷公民館と川尻公民館の駐車場整備を実施する計画であります。

法面等災害防除事業交付金につきましては、程原と小田の法面修繕工事測量調査設計業務委託費を計上しております。対前年2,100万円余の減額です。

続いて、概要書43ページです。道路除雪事業につきましては、除雪車両維持費と除雪作業委託費です。昨年に比べ車検台数の増によりまして500万円余の増額となっております。この費用をもちまして、円滑な除雪対応努めてまいります。

続いて、予算書62ページ、目、道路橋梁新設改良費です。町道新市赤名線整備事業につきましては、電柱の支障移転補償費を計上しております。

町道頓原長谷線整備事業につきましては、設計書作成管理業務と法面整備及び、電柱の支障移転補償費を計上しております。対前年500万円の減額となっております。

町道八神千原線整備事業につきましては、本年度に引き続きまして水路の付け替え工事費と設計書作成管理業務、並びに作付補償を計上しております。対前年2,400万円余の増額となっております。

町道芦原鋳物屋2号線整備事業につきましては、橋梁詳細設計及び用地測量を実施する費用を計上しておりまして、1,000万円余の増額となっております。

町道リフレッシュ事業地方特定につきましては、町道畑田向線ほか3路線の町道改修工事を実施する費用を計上しております。対前年比750万円の増額です。

続いて予算書63ページ、項、河川費、目、河川総務費。河川総務経常管理費は、前年同額の河川の維持管理費です。

河川浄化対策事業は、県管理河川に関する前年同額の県からの受託事業費と、町管理河川浄化対策事業6か所予定しておりますが、これを実施する経費を計上しております。対前年250万円の減となっております。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、公営企業会計で説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続いて、項、住宅費、目、住宅管理費。住宅新築資金等事業事務費につきましては、住宅新築資金貸付け事業の滞納分6件に係る徴収事務経費で例年並みです。

○建設課長（森山 篤）

概要書44ページになります。住宅管理経常管理費は、例年並みの土地借地料です。

公営住宅経常管理費は、町営住宅管理費と町営住宅の修繕費を計上しております。対前年180万円余の減となっております。

特公賃経常管理費は、例年並みの経常管理費です。

住宅店舗リフォーム等助成事業は、前年同額の助成金を計上しております。

各種負担金は、例年並みの若者住宅家賃差額負担金です。

続いて、予算書64ページ、目、住宅建設費。公営住宅建設事業は、3か年計画の最終となります古城団地大規模改修修繕事業費と、新規としまして頓原地内における単身住宅整備として、6戸建て2棟を建築する費用を計上しております。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人件費の増額などのため、昨年より増額して計上しています。

雲南広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、新規事業として、雲南消防署のはしご付消防自動車の更新、及び奥出雲消防署の高規格救急自動車の更新を予定しており、昨年より増額して計上しています。

目、非常備消防費。常備消防経常管理費につきましては、消防団員の年報酬や消防車両格納庫の維持管理費などを昨年並みに計上しています。

非常備消防臨時管理費につきましては、角井地区消火栓修繕工事の減額のため、昨年より減額して計上しています。

続いて、概要説明資料は45ページになります。消防団経常活動費につきましては、出動報酬などを昨年並みに計上しています。

消防団臨時活動費につきましては、消防操法大会に伴う経費を計上しております。

消防団員退職報償金、消防団員福祉共済費、消防団員公務災害等補償基金掛金につきましては、退職金や共済掛金を昨年並みに計上しています。

続いて、予算書65ページになります。目、消防施設費。消防設備整備単独事業につきましては、第2分団及び第6分団の消防車両2台を更新する費用を計上しています。

目、災害対策費。災害対策経常管理費につきましては、気象防災アドバイザーに係る経費や、防災士養成経費など、昨年並みに計上しています。

災害対策臨時管理費につきましては、防災備蓄品の購入費等、昨年並みに計上しています。

防災行政無線経常管理費につきましては、琴引中継局発動発電機修繕工事を行うために、昨年より増額して計上しています。

防災会議開催費につきましては、委員報酬等会議に必要な予算を計上しております。

防災情報システム負担金につきましては、例年並みに計上しています。

管理不全空家等対策事業につきましては、空き家等対策検討委員の報償金等を例年並みに計上しています。

○教育次長（石飛 幹祐）

続いて教育費をお願いします。予算書は66ページ、概要書は45ページをご覧ください。款、教育費、項、教育総務費、目、教育委員会費です。教育委員会経常管理費は、教育委員会会議の開催に係る経費で、昨年度と同額です。

続いて、目、事務局費です。概要書の46ページをお願いします。事務局経常管理費は、事務局と会計年度任用職員に関する経常的な経費です。昨年と比べ、パソコンリース料の減、会計年度任用職員の報酬手当、共済費などの増があり、全体としては88万円の増額となっております。

次に、不登校児童生徒支援事業です。こちらは、不登校児童生徒の居場所学習支援体制の強化を図るため、令和6年度からの新規事業として取り組むもので、不登校児童生徒の居場所と学習の場所である教育支援教室の運営にかかる費用684万円を計上しています。

外国青年招致事業は、外国語指導助手を中学校区ごとに配置するための人件費と活動費で、例年とほぼ同額です。

飯南町教育研究会補助金は、教育研究会に対する補助金で、昨年と同額です。

飯南町PTA連合会補助金は、PTA連合会への補助金で、昨年と同額です。

奨学基金管理事業は、奨学金貸与事務に係る経費です。昨年とほぼ同額です。

各種大会運営事業は、中学校スキー大会、小体連、中体連への補助金で、昨年と同額です。

学校運営補助金は、主として修学旅行や部活動に係る経費を補助するもので、修学旅行先の県外の変更により、およそ20万円の増額をしております。

派遣指導主事負担金は、島根県から派遣を受けている指導主事に係る負担金です。昨年に比べ190万円余の増額となっておりますが、島根県と町との負担割合の変更によるものです。

学習支援館運営事業は、公営塾である学習支援館を運営する事業で、その運営経費です。昨年と比べ、230万円余りの増額となっておりますが、地域おこし協力隊が任期を迎えたことから、これにかわる講師を雇用するための増額です。

概要書は47ページをご覧ください。未来人材育成事業は、基金を活用して、青少年を

対象とした人材育成を図るための事業費です。留学生との交流や子どもが芸術文化に触れる講演会を実施します。昨年とほぼ同額です。

コミュニティースクール推進事業は、学校・家庭、地域一体となった教育環境をつくるために、学校運営協議会を導入するための事業です。令和5年度は町内2校に導入していましたが、令和6年度からは町内全校に拡大するため、約100万円の増額をしております。

教育環境基本計画策定事業は、令和5年に答申のあった教育環境基本方針をもとに、基本計画の策定を行う事業で、主に校舎の耐震診断やスクールバスの運用に関する調査を行うこととしており、1,430万円余りを計上しております。

続きまして、目、教員住宅費です。予算書は67ページをお願いします。教員住宅経常管理費は、教職員住宅の管理にかかる経常的なもので、昨年とほぼ同額です。

教員住宅臨時管理費は、教員住宅の臨時的な管理に関するもので、杉戸教員住宅の屋根の修繕を行うこととしており、300万円を計上しております。

続いて項、小学校費、目、学校管理費です。小学校共通経常管理費は、校務技術員等の人件費、各種点検などを行う経費です。昨年と比べて160万円余りを増額しておりますが、会計年度任用職員の人件費の増によるものです。

次に、小学校共通臨時管理費は、各学校の修繕に係る経費です。主なものとしては、頓原小学校のエアコン設置工事、志々小学校の倉庫設置工事、赤名小学校のエアコン設置工事、来島小学校のプール漏水修繕があります。昨年度と比べおよそ800万円の増額となっております。

次に、頓原小学校経常管理費です。こちらは学校の光熱水費等の経常的な経費です。次にあります志々小学校経常管理費や赤名小学校、来島小学校、来島小学校通級指導教室、概要書48ページの赤名小学校経常管理費まで、同様の経常的な経費となっております。

続きまして、目、教育振興費です。予算書は68ページ、概要書は48ページをご覧ください。小学校教育振興共通経常管理費は、教材費やテストなどに関する経常的な経費で、昨年度とほぼ同額です。

次に、小学校教育振興共通臨時管理費は、小学校の教育振興に関する臨時的な経費で、令和6年度の主なものとしては、教師用教科書指導書があります。4年に一度の教科書改訂に伴い、教師が使用する教科書指導書等の購入にかかる費用です。

また、小学校へのICT支援員の派遣、小中学校の教員に対しICT研修の実施、それからタブレットドリルに関する経費を計上しており、合わせて1,660万円余りを計上しています。

頓原小学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育推進事業、スキー教室にかかる経費

が主なものとなっており、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の教育振興経常管理費についても同様となっております。

次に、頓原小学校教育振興臨時管理費です。こちらは特別支援教育サポーター、小学校の学校司書に関する人件費となっております。こちら志々小学校、赤名小学校、来島小学校の臨時管理費についても同様の内容となっております。4小学校とも昨年度に比べ予算増となっておりますが、いずれも会計年度任用職員の人件費の増によるものです。

概要書は49ページをお願いします。学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬費用弁償で、昨年とほぼ同額です。

要保護準要保護児童援助費は、準要保護児童の就学に係る援助費です。児童数の減少が見込まれることから、昨年度よりも77万円を減額しています。

小学校スクールバス経常管理費は、町内各小学校のスクールバス運行に必要な委託料等の経費です。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費です。予算書は69ページをお願いします。中学校共通経常管理費は、校務技術員の人件費、各種点検などの経費です。昨年度と比べ約94万円の増額は、会計年度任用職員の人件費等の増によるものです。

続いて、中学校共通臨時管理費は、二つの中学校の修繕に係る経費が主なもので、頓原中学校のエアコン設置工事、除雪機購入、赤来中学校のエアコン設置工事、校内放送設備の修繕工事があり、720万円余りを計上しておりますが、昨年度と比べ510万円余の減額です。

頓原中学校経常管理費は、頓原中学校の光熱水費などの経常的な経費です。次にあります赤来中学校の経常管理費についても同様です。

次に、目、教育振興費です。予算書は69ページ、概要書は49ページをご覧ください。中学校教育振興共通経常管理費は、中学校配置のコーディネーター2名分の人件費と教材費やテストに関する経常的な経費です。昨年度と比べ120万円余りの増額となっておりますが、会計年度任用職員の人件費等の増によるものです。

続いて、中学校教育振興共通臨時管理費は、タブレットドリル、職場体験、ふるさとシンポジウムに係る経費を計上しています。昨年度はアクセスポイントの工事等があったため、本年度は約270万円を減額しています。

次に、頓原中学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育推進事業、スキー教室に係る経費が主なものとなっております。赤来中学校経常管理費についても同様です。

続いて、概要書の50ページをご覧ください。頓原中学校教育振興臨時管理費です。こちらは特別支援教育サポーターの人件費となっており、赤来中学校の臨時管理費についても同様です。会計年度任用職員の人件費の増により50万円余りの増額となっております。

ます。

学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬などで、昨年度とほぼ同額です。

要保護準要保護生徒援助費は、要保護準要保護生徒の就学に係る援助費等で、昨年度とほぼ同額です。

スクールカウンセラー設置事業は、不登校など学校生活に関する相談に対し、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーによる相談業務を実施しており、これにかかる費用です。昨年度に比べ39万円を増額しております。

各種大会派遣事業は、県陸上大会、中国スキー大会などへの参加費で昨年と同額です。

中学校スクールバス経常管理費は、中学校のスクールバス運行に必要な委託料の経費です。

続きまして、社会教育費、目、社会教育総務費です。予算書は70ページ、概要書は50ページをご覧ください。

社会教育総務経常管理費は、社会教育に関する共通事務費等となっています。昨年度と比べ、24万円を増額としております。

次に、社会教育委員活動費は、社会教育委員の報酬などで、昨年とほぼ同額です。

生涯学習推進事業は、生涯学習に関わるリーダー育成のための会議開催経費で、昨年度とほぼ同額です。

ふるさと教育推進事業は、教職員や公民館職員を対象に、地域資源を活用したふるさと教育の推進に関する研修会を実施する経費で、昨年度とほぼ同額です。

人権同和教育推進事業は、人権研修会開催に係る講師委託料、飯南町人権同和推進協議会への補助金で、昨年度と同額です。

概要書は51ページをお願いします。二十歳のつどい事業は、二十歳を迎えた方を対象に8月15日に開催を予定するもので、昨年度とほぼ同額です。

放課後子どもプラン推進事業は、小学生の放課後の居場所づくり、また長期休業中における子どもの居場所を開設する事業で、これに係る経費、主として指導員の賃金を計上しています。

社会教育主事派遣事業は、島根県から派遣を受けている社会教育主事に係る負担金です。昨年に比べ190万円余の増額となっていますが、島根県と飯南町との負担割合の変更によるものです。

各種負担金は、婦人会文化協会などへの補助金で、昨年度と同額です。

続きまして、目、公民館費です。予算書は71ページ、概要書51ページをご覧ください。飯南町公民館運営事業は、公民館による社会教育活動を推進するため、公民館協議会への補助金、公民館長への報酬などです。会計年度任用職員の人件費の増、公民館の活動補助金の増により、昨年度と比べ330万円余の増額となっております。

○基幹支所長（深石 尚志）

続いて、目、社会教育施設費。頓原複合施設経常管理費は、交流センターとんぼらの施設管理事務費で、平年並みの計上です。

○教育次長（石飛 幹祐）

続いて、図書館経常管理費は、図書館職員の報酬、手当、図書の購入費など、図書館運営に関わる経費です。会計年度任用職員の人件費の増により、昨年度と比べ210万円余りの増額となっております。

高齢者コミュニティーセンター経常管理費は、コミュニティーセンターの管理のための光熱水費など経常的な経費で、昨年度とほぼ同額です。

続いて、目、文化財保護費です。予算書は72ページをご覧ください。文化財保護審議委員会委員報酬は、委員会の委員の報酬で昨年度と同額です。

文化財保護経常管理費は、文化財保護関係の事務費で、昨年度とほぼ同額です。

続いて、歴史民俗資料館経常管理費は、館の光熱水費で昨年度と同額です。

歴史民俗資料館臨時管理費は、民俗資料館が老朽化し、民俗資料の保存に影響を及ぼすことが懸念されるため、資料館を新設した場合の館の規模や概算設計費を調査する委託料で、234万円余を計上しております。

概要書は52ページをご覧ください。文化財保護整備活用事業は、自然環境保全地域、瀬戸山城などの史跡の維持管理経費、また歴史文化講演会開催経費です。昨年度は看板修繕などがあったため、本年度は55万円を減額しております。

町指定文化財保存整備事業は、町指定文化財の借地料などの管理費で、昨年度と同額です。

次に、項、保健体育費、目、保健体育総務費です。保健体育総務経常管理費は、研修会にかかる経費、スポーツ少年団への補助金などで、昨年度とほぼ同額です。

学校健診事業は、学校において行う児童生徒と教職員の健康診断にかかる費用で、昨年度とほぼ同額です。

学校健康会負担金は、児童生徒の共済加入負担金です。昨年度より若干減額しております。

スポーツ推進委員活動費は、スポーツ推進委員の報酬等の経費で、昨年度とほぼ同額です。

スポーツ協会補助金は、飯南町スポーツ協会の補助金です。備品購入分を30万円増額しております。

国民スポーツ大会推進事業は、2030年の国民スポーツ大会において飯南町がソフトボールの会場となることから、ソフトボール競技推進対策事業として、公式審判員の資格取得に係る経費の助成や、開催地の視察に係る経費を計上しております。昨年は備品購

入費を計上していたため、本年度は約30万円の減額をしております。

次に、目、体育施設費です。予算書の73ページをお願いします。頓原球場維持管理費は、光熱水費など維持管理費と施設修繕にかかる費用です。昨年度と比べ47万円余り増額になっておりますが、主に球場内にあるブルペンを修繕するものです。

赤名山村広場経常管理費は、光熱水費などの維持管理費です。

頓原町民グラウンド経常管理費は、グラウンドの水道料で、昨年とほぼ同額です。

町民プール経常管理費は、光熱水費、塩素などの消耗品、監視員の人件費にかかる経費で、昨年度とほぼ同額です。

概要書の53ページをご覧ください。小田地区体育館経常管理費、八神トレセン・山村広場、谷地区体育館経常管理費は、それぞれの地域にある体育館の経常的な管理費で、昨年度とほぼ同額となっております。

次に目、学校給食費です。学校給食経常管理費は、飯南町学校給食会運営に係る補助金です。人件費の増により、昨年度に比べ150万円余の増額となっております。

学校給食臨時管理費は、施設内にエアコンを設置すること、備品購入、また特産品給食を提供するための給食魅力化事業、それから給食費を据置き給食の質を維持するための物価高騰対策に係る経費を計上し、昨年より70万円余の増額としております。

教育費については以上です。

○総務課長（那須 忠巳）

予算書74ページをご覧ください。最後の費目です。款、項ともに公債費。新年度償還する元金、利子合わせて1億5,000万円余の増となる12億2,038万9,000円であります。これも、先ほど来、昨日から述べておりますけども、来島の複合施設あるいは光ケーブルの償還が始まったことによる増額です。

なお、繰上償還につきましては、ここ数年継続して行っており、その成果は歳入の冒頭に述べましたように、公債費比率などにあらわれております。当初予算におきましては、頭出し800万円としていますが、今後も継続的に償還に努めてまいります。

その下、款、項、目、予備費。予備費につきましては例年と同額を計上しております。

ページをめくってもらいまして、給与明細費です。はじめに特別職。最下段のほうの比較欄をご覧ください。その他の職員で41名の減になっておりますけども、これは各種委員が含まれておりまして、例えば、選挙の立会人なども含めた人員の減によるものであります。

一方、41名減になっておりますけども、報酬のほうが上がっております。こちらのほうですね、農業委員の報酬増やコミュニティースクールの推進員の増員にによるものであります。

期末手当の欄は、特別職、議員とも、給与改定によるものであります。

下のページをご覧ください。特別職以外の一般職の総括でありますけども、明細のほうは次のページ77ページのほうで説明します。

はじめに、会計年度以外、いわゆる一般職の明細です。昨年の同期に比べまして職員数で3名の減、昨年度は多くの退職がありました。7名の退職でありました。そのため採用も多く、9名を採用しております。要は7の退職と9の採用でプラマイ2。それから1名を病院会計から一般会計のほうへ移動しておりますので、その増員1名の合計3名ということになります。

給与費に関しましては、給料、職員手当ともに給与改定によって増額しています。その職員手当の明細ですけども、下の表のほうをご覧ください。

繰り返しとなりますけど給与改定に伴う期末、勤勉手当、管理職手当も上がっておりますけども、これは昇格や昇任によって伴う増となっております。

次の下のほうのイの会計年度任用職員。予算上の協力隊も含めたものでありますが、5名の減となっております。そのための報酬のほうは減額となっておりますが、職員手当で大きく増加しています。下の段、表をご覧ください。

その下の表の、職員手当の内訳で勤勉手当が、議案の第4号で提案しておりますが、新年度より71名分の勤勉手当を支給するために、大きな増となっております。

下のページは増減の明細ですので、ご覧いただき、めくっていただき、79ページ、職員の1人当たりの給与などの状況です。以降、職員級別職員数などもご確認いただければと思っております。

ページを2枚めくって、83ページまでお願いします。83ページ。地方債の現在高見込みに関する調書になりますけども、別冊の概要書調書、財政資料8と同様なものですので、説明のほうは省略させていただきますけども、当該年度中の増減の見込みの列、当該年度中の増減の見込みの列の最下段をご覧ください。

新年度は10億9,870万を借入れ、11億7,032万5,000円を返すということになります。したがって、6年度末が100億を切る98億7,600万余ということであります。

下のページご覧ください。84ページ。これまでの債務負担行為の支出額に関するまとめ、調書です。成果が出ておりますけども、医療及び福祉従事者の人材確保対策で、ちょっと事項数が増えておりますけども、ご確認いただければと思っております。

1点ほど、真ん中どころ、基幹系業務システム標準化が新たに2億1,000万追加されております。

以上になりますが、議案第35号につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、議案第35号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第36号、令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算及び、議案第37号、令和6年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算の2議案を、一括議題といたし

ます。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第36号について説明します。

令和6年度飯南町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,031万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。次、2ページです。

第1表、歳入歳出予算です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

1款、国民健康保険料。7,066万8千円。

2款、一部負担金。1千円。

3款、使用料及び手数料。1万5千円。

5款、療養給付費交付金。1千円。

7款、県支出金。4億9,756万円。

10款、財産収入。10万円。

11款、繰入金。5,186万1千円。

12款、繰越金。1千円。

13款、諸収入。10万3千円。

歳入合計。総額6億2,031万円です。

次、3ページの歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

1款、総務費。1,499万9千円。

2款、保険給付費。4億7,036万1千円。

3款、国民健康保険事業費納付金。1億2,004万6千円。

8 款、保健事業費。989 万 9 千円。

9 款、基金積立金。10 万円。

10 款、公債費。1 千円。

11 款、諸支出金。140 万 4 千円。

12 款、予備費。350 万円。

歳出合計。総額 6 億 2,031 万円です。

続いて、はぐっていただいて、次、事項別明細書の 5 ページになります。

1. 総括。歳入の説明は省略しまして、6 ページの歳出をお願いいたします。6 ページ、歳出です。特定財源は、国県支出金 4 億 7,789 万円。その他特定財源 1 億 4,242 万円です。

次、7 ページをお願いします。概要説明書は 1 ページになります。

2. 歳入です。款、項、目、国民健康保険料。県に納める納付金を保険料として集める額で、保険料率を据え置き、収納率目標を 97.5% で推計しています。現年度分は、被保険者の減などにより減額。過年度分は、前年度と同額。滞納繰越分は、目標収納率を 30% に設定し前年度より減額です。

款、項、目、一部負担金は、前年度と同額です。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額です。

概要説明書は、2 ページになります。款、項、目、療養給付費交付金は、過年度の精算交付分で前年度と同額です。

款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金は、島根県から市町村に入る交付金です。普通交付分は一般分の診療報酬、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等で、医療費推移の試算によりまして前年度とほぼ同額です。

特別交付分は、保険者努力に応じた補助金や、特別調整交付金の市町村分で、結核精神医療に係るものや国保直診診療分です。令和 5 年度の飯南病院の電子カルテ更新にかわりまして、令和 6 年度は飯南病院のレントゲン装置更新にかかる経費による減額です。

2 号分の県繰入金は、健診の受診率向上事業などの保険事業分です。

特定健康診査等負担金は、健康診査等の国、県の補助分です。全体としては、前年度より減額です。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金利子で前年度と同額です。

概要説明書は 3 ページです。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、前年度より減額です。内訳につきましては、保険基盤安定制度繰入金は保険料軽減分相当額の補填分で、前年度よりも減額。

出産育児一時金繰入金は、前年度と同額。職員給与費等繰入金は前年度より増額です。
その他繰入金は、総務事務費等で、標準事務システムの導入が終わり減額となっております。

財政健全化対策事業繰入金は、令和4年度分の医療費に係る繰入分で増額です。

未就学児均等割保険料繰入金は、令和5年度実績で計上しております。

次、9ページお願いします。款、繰入金、項、基金繰入金、目、国民健康保険事業基金繰入金は、納付金増加部分を補填するための基金繰入を計上しております。

款、項、繰越金、目、その他繰越金は、前年度同額。

款、諸収入、項、延滞金加算金及び過料、目、延滞金、目、加算金は、それぞれ保険料徴収に係るもので前年度と同額です。

款、諸収入、項、雑入、目、第三者納付金は、事故などで医療機関を受診した時の医療費保険者負担金で前年度と同額です。

目、雑入は、前年度と同額です。

次、10ページ。概要説明書は4ページをお願いします。

3. 歳出。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、職員人件費と経常事務費で、前年度より減額です。

目、連合会負担金は、国保連合会及び情報公社への負担金で、国保連合会は前年度より減額。情報公社は減額です。

項、運営協議会費、目、運営協議会費は、国保運営に関し必要な意見の交換や、審議等の役割を持つ協議会の委員12名の報酬2回分です。

次、11ページです。款、保険給付費、項、療養諸費、目、療養給付費は、被保険者の診療報酬で医療費の推移から前年度並みと試算し、前年度と同額です。

目、療養費は、被保険者の柔道整復、補装具療養費の支給にかかるもので、療養費の推移により前年度と増額です。

目、審査手数料は、国保連に委託している審査支払手数料で、前年度より増額です。

款、保険給付費、項、高額療養費、目、高額療養費は、被保険者の医療費が一定以上の高額になった時に、保険者が負担する経費で医療費の動向により前年度と同額です。

目、高額介護合算療養費は、医療保険と介護保険の両方の給付を受けることで、自己負担が著しく高額になる場合の負担緩和措置で、推移を前年度並みと試算し、前年度と同額です。

項、葬祭諸費、目、葬祭費は、被保険者が亡くなった時の葬祭費の支給で前年度と同額です。

項、出産育児諸費、目、出産育児一時金は、被保険者が出産した時の支給で、前年度と同額です。

次、12ページです。項、出産育児諸費の計の下、項、目、移送費は、医師の指示による入院治療や転院を要する場合の移送に要する費用で、前年度と同額です。

ここから概要説明書は5ページになります。

款、国民健康保険事業費納付金は、島根県に納める納付金で県から示された金額を計上しております。算定の推計として、被保険者数一人当たりの診療費、その他平均所得などが指標となっております。令和6年度は、令和5年5月のコロナ5類移行による受診控えからの反動に伴い、1人当たりの診療費、受診率が上がったため納付金額が増加しております。

項、目、医療給付費分は、被保険者の医療費分で前年度より増額です。

項、目、後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療に要する支援分で前年度より減額です。

項、目、介護納付金分は、介護保険第2号被保険者に属する世帯に案分して賦課するもので前年度よりも増額です。

次、13ページです。款、保健事業費、項、目、特定健康診査等事業費は、国保被保険者の健診費用を一般会計へ繰り出すもので、前年度より減額です。

款、項、保健事業費、目、保健衛生普及費は、国保保健事業に係る経費で、前年度とほぼ同額です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、運用益相当として計上し、前年度より減額です。

次、14ページです。款、項、公債費、目、利子。一時借入金利子は前年度と同額です。

ここから概要説明書は6ページになります。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険税還付金は、被保険者保険料の還付金で医療分と介護分、それぞれ前年度と同額です。

目、還付加算金は、被保険者の還付加算金医療分と介護分で前年度と同額です。

目、償還金は、前年度に交付された普通交付金の精算返還金で前年度と同額です。

項、目、操出金は、飯南病院への操出金です。電子カルテ更新終了に伴う前年度より減額です。

款、項、目、予備費は、前年度と同額です。

次の15ページ以降の給与費明細書については、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧ください。議案第36号の説明は以上です。

続きまして、議案第37号を説明します。

令和6年度飯南町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,514万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページです。

第1表 歳入歳出予算。歳入。各款ごとに定める金額を読み上げます。

1 款、後期高齢者医療保険料。6,641万円。

2 款、使用料及び手数料。5千円。

4 款、繰入金。1億1,847万2千円。

5 款、繰越金。1千円。

6 款、諸収入。26万1千円。

歳入合計、総額。1億8,514万9千円です。

次、3ページをお願いします。歳出です。同じく各款ごとに定める金額を読み上げます。

1 款、総務費。177万3千円。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金。1億8,291万円。

3 款、諸支出金。26万1千円。

4 款、予備費。20万5千円。

歳出合計、総額。1億8,514万9千円です。

次、事項別明細書の5ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、6ページの歳出をお願いします。歳出の財源内訳は、すべてその他特定財源で、1億8,514万9千円です。

次、7ページです。概要説明書は1ページになります。

2. 歳入。

款、項、後期高齢者医療保険料、目、特別徴収保険料は、年金から天引きされる方法で徴収されるもので、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。

目、普通徴収保険料は、年金天引きができない方の徴収分で、現年分は前年度よりやや高く見込み増額です。

滞納繰越分もやや高く見込み増額です。

款、使用料及び手数料、項、手数料、目、督促手数料は、前年度と同額です。

款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、事務費繰入金。総務管理費及び徴収費に係る繰り入れて前年度より増額です。

目、保険基盤安定繰入金。保険料軽減分の繰り入れて前年度より増額です。

目、療養給付費繰入金は、保険給付費に係る繰入金で前年度より減額です。

款、項、目、繰越金は、前年度繰越金で前年度と同額です。

款、諸収入、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡や資格移動等に伴う保険料の還付金で前年度と同額です。

次、8ページをお願いします。

款、諸収入、項、目、雑入は、広域連合負担金返還金で前年度より減額です。

次、9ページをお願いします。概要説明書は2ページです。

3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、經常事務費分で、前年度とほぼ同額です。

款、項、目、後期高齢者医療広域連合納付金は、市町村負担金で保険料見込み額、基盤安定見込み額、及び医療費の推計などにより前年度より増額です。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、保険料還付金は、死亡資格移動等に伴う保険料の返還金で、前年度と同額です。

目、還付加算金も、前年度と同額です。

次、10ページをお願いします。

款、項、目、予備費。前年度と同額です。議案第37号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。10時10分の再開といたします。

午前 9時54分休憩

.....
午前10時07分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

次に、議案第38号、令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、及び議案第39号、令和6年度飯南町病院事業会計予算の2議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。それでは議案第38号です。

令和6年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,811万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び、共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページです。第1表 歳入歳出予算です。款について読み上げます。歳入。

款、訪問看護事業収入。2,731万2千円。

款、繰入金。1,080万円。

款、繰越金。1千円。

款、諸収入。1千円。

歳入合計。3,811万4千円。

次のページです。歳出。

款、訪問看護事業費。3,791万4千円。

款、予備費。20万円。

歳出合計。3,811万4千円。

次のページから、事項別明細書です。5ページ。1.総括。歳入です。こちらは説明を省略します。6ページ、歳出。歳出の財源の内訳は、すべてその他特定財源です。

7ページです。2.歳入。

款、訪問看護事業収入、項、目、訪問看護収入については、医療保険による収入です。

次の、項、介護給付費収入、目、居宅介護サービス収入については、介護保険による収入となります。どちらとも本年度の実績をもとに利用者数を見込み予算に計上しております。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。収入不足を一般会計から繰り入れるものですが、歳出の減により前年比較で減額となっております。

款、項、目、繰越金。前年度と同様です。

款、諸収入、項、目、雑入についても、前年と同額を計上しています。

8ページです。3.歳出。

款、項、目、訪問看護事業費です。一般職人件費では、正規の看護師2名、理学療法士1名について計上しています。

訪問看護経常管理費では、会計年度の看護師が前年当初より1名減となっております。看護師2名、理学療法士1名分を計上しています。その他の経常管理費については、

本年度の実績により計上しています

訪問看護協会等負担金については、協会費、研修会の負担金になります。

款、項、目、予備費については、前年と同様の計上です。

9 ページからの給与費明細書については、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧いただきたいと思います。議案第38号についての説明は以上です。

続いて、議案第39号について説明します。

(総則)

第1条 令和6年度飯南町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、48床。

(2) 年間患者数。入院12,264人。外来38,928人。(病院外来35,462人、診療所外来3,466人)

(3) 一日平均患者数。入院33.6人。外来164.0人。(病院外来145.9人、診療所外来18.1人)

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、病院事業収益、10億5,997万2千円。

第1項、医業収益、7億6,109万8千円。

第2項、医業外収益、2億9,887万4千円。

支出。第1款、病院事業費用、11億9,770万1千円。

第1項、医業費用、11億8,733万4千円。

第2項、医業外費用、936万7千円。

第3項、予備費、100万円。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額5,095万1千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額694万7千円、過年度損益勘定留保資金4,400万4千円で補填する。)

収入。第1款、資本的收入、1億5,862万8千円。

第1項、企業債、6,980万円。

第2項、一般会計出資金、8,772万8千円。

第3項、国保会計繰入金、110万円。

支出。第1款、資本的支出、2億957万9千円。

第1項、建設改良費、7,642万6千円。

第2項、企業債償還金、1億3,315万3千円。

次のページです。(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、施設整備事業 医療機器等整備事業。限度額、6,980万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費、6億7,608万5千円。

(たな卸試算購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1億1,608万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、機器備品。名称、X線一般撮影装置、全身用X線CT診断装置。数量、一式。公営企業財務会計システム整備。数量、一式。

令和6年3月5日 提出、飯南町長。

次のページから、予算附属説明書です。

5ページをご覧ください。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。

(収入)です。

目、入院収益、3億8,018万4千円。

目、外来収益、3億2,739万円。

目、その他医業収益、5,352万4千円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、2億7,000万円。

目、補助金、110万1千円。

目、患者外給食収益、61万2千円。

目、長期前受金戻入、1,980万9千円。

目、その他医業外収益、735万1千円。

(支出)

目、給与費、6億7,608万5千円。

目、材料費、1億1,608万円。

目、経費、2億6,962万円。

目、減価償却費、1億2,214万7千円。

目、資産減耗費、2千円。

目、研究研修費、340万円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費、635万7千円。

目、雑損費、1万円。

目、消費税、300万円。

目、予備費、100万円。

6 ページです。 2. 資本的収入及び支出。

(収入)

目、企業債、6,980万円。

目、一般会計出資金、8,772万8千円。

目、国保会計繰入金、110万円。

(支出)

目、建物整備費、969万1千円。

目、有形固定資産購入費、6,673万5千円。

目、企業債償還金、1億3,315万3千円。

次のページから収入支出明細書となります。

1. 収益的収入及び支出。収入です。

入院収益については、病床利用率70%を設定し計上していますが、患者一人当たりの単価増により、前年度に比べ増額となっています。

外来収益については、本年度の実績をもとに計上しております。

その他医業収益については、健診や予防接種など、入院外来診療以外の医業収入を実績をもとに計上しています。

受取利息配当金は、預金等の利息を計上しています。

他会計補助金については、操出基準内で、これまでと同様に計上しています。

補助金については、非常勤医師の交通費などの県補助金、救急医療にかかる国保調整交付金。130万円国保会計から繰り入れありますが、20万円をこちらに計上しています。

患者外給食収益については、医師等へ提供する給食費を計上しています。

長期前受金戻入については、減価償却に伴う長期前受金からの戻し入れです。

その他医業外収益については、病室のテレビ利用料など、医療収入以外を実績をもとに計上しています。

8 ページから、支出になります。

給与費については、病院審議会委員報酬や正規職員、会計年度任用職員の人件費を計上しています。給与改定などにより増額となっております。

材料費、また次の経費については、実績により計上しております。

9 ページです。

減価償却費については、電子カルテ更新や医師住宅の償却終了の影響などにより、減額となっております。

資産減耗費については、前年同様の計上です。

研究研修費については、研修、学会への参加等の費用を、前年同額で計上しています。

支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還にかかる支払利息を計上しています。

雑損費、消費税、予備費については、前年同額です。

10ページご覧ください。2. 資本的収入及び支出です。(収入) です。

企業債については、施設、医療機器の整備にかかるものです。

一般会計出資金は、企業債償還にかかるルール分の繰入です。

国保会計繰入金については、放射線機器の整備にかかる国保特別調整交付金130万円のうち110万円、こちらに計上しております。

11ページです。支出です。

建物整備費、次の、有形固定資産購入費については、概要資料の5 ページに整備購入するものをあげています。

建物整備費では、勤務環境改善のための改修や、医療材料庫の拡張、また、外壁タイルの調査を計上しております。

有形固定資産購入費では、財務会計システム、CT装置更新整備などを計上しております。

企業債償還金については、本年度更新した電子カルテなどの償還により増額となっておりますが、今年度実施した繰上げ償還により、償還金額を抑えることができております。

12ページから、予定キャッシュフロー計算書等付属の資料付けておりますが、説明は省略させていただきます。議案第39号については以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第40号、令和6年度飯南町簡易水道事業会計予算、及び、議案第41号、令和6年度飯南町下水道事業会計予算の2議案を一括議題といたします。提出者から提案

理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。議案第40号について説明します。

（総則）

第1条 令和6年度飯南町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）接続戸数。1,780戸。接続率93.5%。

（2）年間総配水量。761,440m³。

（3）一日最大配水量。2,421m³。

（4）主要な建設改良工事。給水装置新設工事、水道管支障移転工事。

（収益的收入及び支出）

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、簡易水道事業収益、2億1,736万4千円。

第1項、営業収益、1億200万円。

第2項、営業外収益、1億1,536万4千円。

支出。第1款、簡易水道事業費用、2億5,653万円。

第1項、営業費用、2億4,101万6千円。

第2項、営業外費用、1,251万4千円。

第4項、予備費、300万円。次のページです。

（資本的收入及び支出）

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額1,830万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額143万1千円、過年度損益勘定留保資金1,687万1千円で補填する。）

収入。第1款、資本的收入、1億3,512万5千円。

第1項、企業債、1,230万円。

第2項、受益者分担金、100万円。

第3項、負担金及び受託金、2,290万円。

第5項、一般会計出資金、9,892万5千円。

支出。第1款、資本的支出、1億5,342万7千円。

第1項、建設改良費、3,964万4千円。

第2項、企業債償還金、1億1,378万3千円。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、1,230万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5千万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款、簡易水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。次、3ページです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。1,910万8千円。

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,045万7千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、267万7千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、構築物。名称、水道管等。数量、一式。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページから、附属説明書です。6ページをご覧ください。実施計画書です。

1. 収益的収入及び支出。目について読み上げます。(収入)

目、給水収益、1億200万円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、3,601万5千円。

目、長期前受金戻入、7,934万6千円。

目、雑収益、1千円。

目、消費税還付金、1千円。

(支出)

目、水道事業管理費、7,925万5千円。

目、総係費、1,910万8千円。

目、業務管理費、702万9千円。

目、減価償却費、1億3,562万4千円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費、1,246万3千円。

目、消費税、1千円。

目、雑損費、5万円。

目、予備費、300万円。次のページです。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、企業債、1,230万円。

目、受益者分担金、100万円。

目、工事負担金、2,290万円。

目、一般会計出資金、9,892万5千円。

(支出)

目、建設改良費、3,964万4千円。

目、企業債償還金、1億1,378万3千円。

次に8ページです。収入支出明細書です。説明資料は1ページになります。

こちらのほうで、給水にかかります水道使用料、預金利息、一般会計からの補助金、他会計からの補助金を計上しております。

支出につきまして、8ページ、9ページになりますが、説明資料は2ページからです。こちらのほうで光熱水費、水質検査の委託料、ろ過池の補砂工事、機器の取り替え工事等、また新たに程原地区に電子水道式メーターを10基導入する費用を計上しております。また、2名分の給料、それから、業務委託管理費でメーターの検針の委託業務を計上しております。

営業外費用については、企業債の支払い利息を計上しております。

続いて、10ページになります。説明資料は4ページです。資本的収入及び支出。

こちら、収入、支出につきまして、こちらは道路改良工事に伴う水道管支障移転工事が新年度が多く予定されていることから、収入のほうでは企業債、工事負担金、一般会計出資金、支出のほうでは、道路改良費を増額計上しております。

続いて次のページ、11ページからの予定キャッシュフロー計算書以降の附属説明資料については、説明を省略させていただいて、議案第40号の説明は以上です。

続いて、議案第41号について説明します。

(総則)

第1条 令和6年度飯南町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数。1,572戸。接続率78.6%。

928戸(公共下水道) 接続率85.8%。

573戸(合併浄化槽) 接続率67.8%。

71戸(農業集落排水) 接続率98.6%。

(2) 年間総処理水量。391,448m³。

226,647m³(公共下水道)

147,752m³(合併浄化槽)

17,049m³(農業集落排水)

(3) 一日平均処理水量。1,073m³。

621m³(公共下水道)

405m³(合併浄化槽)

47m³(農業集落排水)

(4) 主要な建設改良工事。合併浄化槽設置工事、下水道管支障移転工事、農業集落排水施設更新工事。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款、下水道事業収益、2億5,557万7千円。

第1項、営業収益、9,191万5千円。

第2項、営業外収益、1億6,366万2千円。

支出。第1款、下水道事業費用、2億9,669万2千円。

第1項、営業費用、2億6,998万3千円。

第2項、営業外費用、2,370万9千円。

第4項、予備費、300万円。次2ページです。

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3,098万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額367万7千円、過年度損益勘定留保資金2,730万3千円で補填する。)

収入。第1款、資本的收入、2億5,202万3千円。

第1項、企業債、1億4,840万円。

第2項、受益者分担金、300万円。

第3項、負担金及び受託金、3,806万円。

第4項、補助金、1,210万8千円。

第5項、一般会計出資金、5,045万5千円。

支出。第1款、資本的支出、2億8,300万3千円。

第1項、建設改良費、9,363万円。

第2項、企業債償還金、1億8,937万3千円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、下水道事業。限度額、4,130万円。起債の方法、証書借入。利率、4.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

起債の目的、資本費平準化。限度額、1億710万円。起債の方法、利率、償還の方法は下水道事業債と同じです。次、3ページです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款、下水道事業費用。

第1項、営業費用。

第2項、営業外費用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 総係費。667万3千円。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,781万4千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりと定める。

(1) 取得する資産。種類、構築物。名称、下水道管等。数量、一式。

種類、機械及び装置。名称、合併浄化槽及び農業集落排水施設。数量、一式。

令和6年3月5日 提出。飯南町長。

次のページから附属説明書です。6ページをお願いします。実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。(収入)

目、下水道使用料、9,191万円。

目、その他営業収益、5千円。

目、受取利息配当金、1千円。

目、他会計補助金、1億945万9千円。

目、長期前受金戻入、5,419万7千円。

目、雑収益、4千円。

目、消費税還付金、1千円。

(支出) 目、公共下水道管理費、4,111万円。

目、合併浄化槽管理費、4,334万7千円。

目、農業集落排水管理費、984万4千円。

目、総係費、667万3千円。

目、業務管理費、4,352万7千円。

目、減価償却費、1億2,548万2千円。

目、支払利息及び企業債取扱諸費、2,368万8千円。

目、消費税、1千円。

目、雑損費、2万円。

目、予備費、300万円。次、7ページです。

2. 資本的収入及び支出。(収入)

目、企業債、1億4,840万円。

目、受益者分担金、300万円。

目、工事負担金、3,806万円。

目、国県補助金、1,210万8千円。

目、一般会計出資金、5,045万5千円。

(支出) 目、建設改良費、9,363万円。

目、企業債償還金、1億8,937万3千円。

次のページです。明細書になります。説明資料は1ページになります。

こちらの収入につきましては、下水道の使用料、合併浄化槽の使用料、農業集落排水ごとに見込み額を計上しております。それから、一般会計からの補助金につきましては、繰入の計算に基づき計上しております。

次、9ページ、10ページになります。こちらが支出となります。

こちらにつきましては、それぞれ3つの種類ごとに、光熱水費、それから水質検査の委託料、そうしたものを計上しております。

それから総係費では、1名分の人件費、業務管理費では、広域連合に対する汚泥処理費を計上しております。営業外費用のほうで、企業債の利息を計上しております。

次、11ページです。資本的収入及び支出。説明資料は4ページになります。

こちらの収入につきましては、企業債、受益者分担金、工事負担金、国県補助金、一般会計からの出資金を計上しております。

12ページが支出になります。支出のほうでは、簡易水道事業会計と同じく、道路改良工事に伴う下水道支障移転工事が多く予定されていることの増額と、浄化センターのエアレーション更新工事。また、八神農業集落排水施設の更新工事を行うため、建設改良工事を増額しております。

次のページの予定キャッシュフローからの附属説明資料につきましては、説明を割愛させていただきます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、発委第1号、飯南町議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、2番、伊藤好晴議員。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） はい。発委第1号について説明します。

飯南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、提出します。

令和6年3月5日。提出者、議会運営委員会委員長、伊藤好晴。

飯南町議会議長、早樋徹雄様。

次の1ページと2ページに条例を記載しておりますけども、朗読を省略して、3ページの説明資料により説明いたします。

はじめに、提案理由であります。地方自治法の改正によって、議会議員にかかる請負に関する規制が緩和されたため、議員個人による請負の状況の透明性確保に資するため、本条例を制定するものであります。

これまでは、議員が個人として町と請負契約する行為は、一切禁止されていましたが、今回の地方自治法の改正によって、年間300万円までであれば可能とされました。これに伴い、議員の職務執行の公正性、適正性を損なうことのないよう、議員個人の請負の状況の透明性確保のため、本条例を制定するものであります。

条例の概要であります。請負の状況を公表し、透明性を確保するため必要な事項をそれぞれ定めております。

施行期日は、公布の日からとし、令和５年度における請負から適用することとしています。説明は以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で全ての提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

午前１０時５２分休憩

午前１１時０３分再開

日程第２ 質疑

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開します。日程第２、質疑を行います。

はじめに、議案第３号、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第５号、飯南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第６号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号、飯南町定住及び雇用促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議第として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

本件の説明の中にですね、項番2番、改正条例の概要の中にございますが、助成金に関しては、本件から削除されておりまして、別途新たに要綱作成して対応と書いてあります。この要綱はどのような要綱に載せられる予定か。あと、いつから施行される予定なものかが、ご説明がありませんでしたので、そこ付随して説明ください。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

今回の条例改正におきまして住宅整備の助成金と住宅改修の助成金、それぞれ個別に要綱を制定しまして、令和6年の4月1日から施行するように準備をしているというところですよ。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。

要綱の名称とかは、まだ決まっていないということでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

今日の時点では、まだ法令審査会にかけておりませんので、正式には確定はしていませんが、およそあまり変化のないような形では名称は定めたいというふうに思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号、飯南町ふるさとの森の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部誠也議員。

○6番（安部 誠也） 6番。

ふるさとの森譲渡ってということですけど、多分これ不動産会社、仲介してないんですけど、不動産売買の契約書は作成されたのか。あるいは、今日つけてないんで、あればお願いします。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

まだ、売買契約のほうは、締結はもちろんしておりません。契約書につきましても準備をしておりますが、本日、お示しするものはございませんが、予定をされております全員協議会のほうでお示しができればと、案のほうですね、お示しができればと考えております。

○議長（早樋 徹雄） 6番、安部議員。

○6番（安部 誠也） はい。

この件に関しては、全協や委員会ごとに、こころろ譲渡場所が変わったりするんで、そのトラブルがないように、ぜひ、ちゃんとしたものを作成してください。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

もちろん、契約に関する大切な事項ですので、後々トラブル等ないように、しっかりしたものを作成し、お示ししたいと考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号、飯南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号、飯南町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号、広島市と飯南町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号、飯南町の辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号、公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号、公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

この施設ですが、後の予算の中で指定管理料が多分あると思うんですけども、類似の施設で指定管理料があるところないところあります。この介護予防拠点施設という名前の名称の中で、まだ、ここは自治振興会に管理委託をする予定になっておりますけども、そこが管理する類似の施設においても、指定管理料が発生していないものもたくさんあります。その差が何なのかということがまず一つと。

例えば、このたびも出てますけど、川尻の会館など、公民館についても、地元譲渡に向けた、教育委員会のほうから投げかけが実際に住民との間で、まだ議論の最中なんで今回指定管理料出てるわけですけど、そういう議論は地元に移譲するというような議論をされているのかいないのか。その点をちょっとお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

こちらの介護予防拠点施設の指定管理料につきましては、同様の名称の他の介護予防拠点施設との、何て言いますか、それを見ながらの指定管理とはしていないというところもありまして、そういったところが、町としての、こちらの指定管理料としては、適正にはしていると思っておりますが、そのほかの整合性とかいうところまでは、現時点ではしておりませんので、そのあたりもいま一度、見直してはみたいというふうに思います。

また、こちらの介護予防拠点施設の譲渡につきましては、直近ではしておりませんが、以前、そういった話もさせてもらったこともあります。なかなか、現時点では、そういった前進してるような状況ではありませんが、もちろん公共施設等管理総合計画のこともありますので、そのあたりも見ながら、どういった対応するかというのは改めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○3番（熊谷 兼樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

経過の中で、多分、残ってきた部分もあるんじゃないかと思うんです。合併20年を迎える段階になってですね、多分、赤来地区の場合においてもそういう不公平感が生まれている。旧頓原町、赤来町という部分の中で、成立しとった話じゃなくなってきたわけですね。

ですから、もう既に、もうこの時期にそういう部分というのは、公平性が担保できる仕組みに改めていかなければならないんじゃないかと思うので、その辺の議論を進めていただきたいと思いますので、お考えを伺わせていただきたい。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

3番議員のおっしゃるとおりですね、合併して20年経過しておりまして、施設の管理につきましても、町としてきちんと検討していかないといけない時期にきていると思います。

先ほど申しましたとおり、公共施設等の管理の計画もありますので、いま一度そのあたりをきちんと整理して、残していけるというものは残していく必要もありますし、処分あるいは譲渡等ですね、検討していくものにつきましては、そういったところを整理しながら考えていきたいというふうに思います。

それは、町全体の公共施設に言えることだと思っておりますので、改めて検討していきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号、公の施設（飯南町大しめなわ創作館）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号、公の施設（飯南町下赤名放牧場）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） 8 番。

本件は、新たな指定管理先ということになりますが、指定管理のたてつけについて、一切の説明がなかったように思っております。

たてつけというのは、例えば指定管理料の有無だとか、初期の整備の有り無しだとか、そういったものについて一切の説明がなかったように思います。そこの部分を補足して説明いただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

説明が不足しておりまして大変申し訳ございません。こちらの施設につきましては、24年から28年まで指定管理をしておりましたが、それ以後、利用もなく、指定管理のほうはしておりませんでした。新たに利用があるということで指定管理を結ぶものでございます。

指定管理の概要につきましては、管理者が飯南町和牛改良組合、それから指定管理料につきましては無料としております。

それから、放牧の期間につきましては、6年4月1日から、放牧する期間につきましては4月から11月末というふうに計画をしております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号、公の施設（来島高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号、公の施設（来島高齢者冬期宿泊センター）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号、公の施設（赤名ファミリーケアセンター）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号、公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号、公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号、公の施設（角井自治会館）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号、公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号、公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

このものについての質問ではありませんが、今回こうしてたくさんの指定管理の指定の議案がございます。これ以外にもたくさんあると思いますけども、聞きたいのは、指

定する期間が、今回についても3年のもの、5年のもの、これ以外のものでいろいろ指定期間が違ってんじゃないかと思えますけども、それを何か基準といいますか、内規みたいなものがあるってされてるのか。その都度、考えられているのか。そうしたちょっとどういう状況で指定期間を定められているのか、総括的に伺います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

指定管理を受ける総括的な、ということですが、それぞれの施設、あるいは、管理指定する方とのこれまでの協議の上の期間で、それが従前の例となっていてこうしてきているので、町としては、指定管理する際のその期間というのは特段定めておりません。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号、令和5年度飯南町一般会計補正予算（第9号）を議題として質疑を行います。はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 31 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、令和 5 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 34 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 5 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、令和 6 年度飯南町一般会計予算を議題として質疑を行います。
はじめに、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についてページを区切って質疑を行います。

はじめに、32 ページの款、議会費、項、議会費から、43 ページの款、総務費、項、監査委員費までの質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石玲児議員。

○9 番（平石 玲児） 9 番。

総務費の総務管理費、財産管理費の中の公用車臨時管理費で新規で公用車の更新ということでありましたけども、これ今の脱炭素化とか、いろいろなところでハイブリッド

カーとかいろんなことがあります。それから、あと費用の面でいくとリースとかあると思うんですが、これどういった形で購入される、更新されるのか、お聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

公用車の更新について、一般質問でも、お答えしてるところもありますけども、まず、CO2削減のためのハイブリッド、それから電気自動車等も検討し、今回の結論に至っておりますけども、今回の箱バン、いわゆる軽箱バンを購入する予定です。

現在ある軽の17万キロ走った車を廃車し、その箱バンというのですが、この箱バンに電気自動車あるんですけども、四駆がなくて、ハイブリッドについてもないようでして、これしか選択肢がないということで、通常のガソリンエンジンになっております。

もう一つ、一括購入かリースかという点ですけども、こちらのほうも比較検討しております。ちなみにリースの優位性というのは、初期投資が低いということでリースをする場合が多いです。今回、ほかの衣掛の車のほうでもリース契約しておりますけども、初期投資において下がるというところでメリットがあります。

なお一方でリース契約する場合には、車検費用とか云々とか、あるいは残債、残余とかというところが重なって、トータル的に見れば総額が上がる場合が多いですので、そうしたところ見て、今回軽自動車というその金額がそこまでではないということで、一括購入ということで決定しておるところです。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷ひとみ） 10番。

概要説明の14ページ、滞在型地域交流拠点整備事業についてですが、そうですね。

高校の寮として使う想定ですけれども、生徒が集まらなかったとき、これが空いているときはどのような利用方法を想定されているのか教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

原則としまして、飯南高校の寮の生徒を受け入れるための、対外的には滞在型の交流拠点施設ということでしておりまして、現時点では、その他の利用は考えておりません。

ただ、現実のですね、生徒の受入れ等を見ながら、今後、そういった議論が必要であれば検討したいというふうに思います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷ひとみ議員。

○10番（戸谷ひとみ） 10番。

同じく、概要説明の14ページ、赤名ふれあい公園経常管理費についてですが、指定管理料が去年は16万8,000円だったんですけども、今年、金額が上がっているのと、草刈り外部委託料というのが追加されてます。どのような指定管理の内容が変わっているのかを、内容を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 10番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

赤名ふれあい公園の経常管理費ですけども、指定管理料としまして27万6,000円つけております。こちらについては、今現在、管理していただいている赤名自治振興協議会との協議によりまして、草刈りを年3回、これまでどおりですけども、年3回行っていただくことと、こども広場を整備しましたので、トイレの清掃回数を増やしていただくようお願いをしました。

その中で、地元の協議会としましては、おおむねですね、2週間に1回程度が、現状から増やしたときに無理のない範囲ということで聞いておりまして、トイレの回数を増やした部分。

それから、加えてですね電気料も協議会のほうで払っていただいております。こども広場整備以降、当初は9時まで、夜の9時まで、今現在8時まで電気をつけるようにいたしました。それは通学路として使われている部分もあるということもあって、今現在8時まで電気がつくようになっております。それに伴います電気料が増えたということもありまして、それらの経費を含めて、指定管理料の増額をしております。

そのほかの草刈り外部委託料につきましては、なかなか今後ですね、イベント等も想定されることとか、それから自治振興協議会だけでは難しい部分のぼたん園との境目のあたりですね。そのあたりの草刈りのこともありまして、将来イベントを、来年度イベントを開催するとか、そういう何かを催物等する際に、必要に応じて草刈りをするということも想定されますので、協議会以外のところに委託料としてお支払いすることも想定して、予算を8万5,000円計上しています。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員。

○3 番（熊谷 兼樹） 3 番。

ちょっと説明を受けたときに勘違いしてはいけないんですが、デマンドバスですね、概要説明の15ページの一番上ですが、デマンドバスの燃料費を実績で減額しとるといふふうに言われたと思うんですよ。

ところが、町長は、所信表明でデマンドバスについて今乗り継ぎをよくして、利用を促進したいというふうに言っておられとって、何かそこ、町長としては多分利用を増やしたいと思っておられるんだけど、実績で、実績で燃料費を落とすということは、どこまでが本気でやる気なんかいなという気がしてなんののですが、その実績で減らすという考え方と、町長は乗り継ぎを改良してでも利用者を増やしたいという意気込みとのちょっとギャップがあるような気がして、その辺の考え方を教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 3 番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。

デマンドバスの管理経費についてご質問いただきました。説明の中で3 番議員おっしゃるように、燃料費を実績に応じて減額をしております。

まず、町長の所信表明で申し上げましたデマンドバスの利用促進につきましては、申し上げたように、赤名地区のデマンドバスについては、来島診療所まで運行することとしましたが、これに伴いまして、運行経路を少し見直しをしております、まず赤名連担地につきましては、谷赤名頓原線が通常の29人乗りバスが運行しているということで、連担地を外したルートに見直しをしました。それで、そのことによりまして、今現在の運行体制とそんなに運転手さんの拘束時間が変わらないということで委託料ほぼ変更がございません。

燃料費につきましては、実績に応じて見直しをした部分については、これまで、燃料費高騰のおそれがあったということで、令和5年度、令和4年度ぐらいからですね、ちょっと予算をちょっと心配だということで多めに計上しておりましたので、その部分を減額しております、決して利用促進をしないというつもりはございませんで、利用促進は引き続き行っていますが、減額してもその分を賄えるということを見込んで計上しておりますので、ご心配いただきましてありがとうございます。

利用促進は引き続き行って、力を入れていきたいと思っておりますので、よろしくお

願います。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、43ページの款、民生費、項、社会福祉費から、53ページの款、衛生費、項、清掃費までで質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、53ページの款、農林水産業費、項、農業費から、61ページの款、商工費、項、同じく商工費までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） 8番。

予算書55ページ、農林水産業費、農業費、目、農業施設費ですけれども、農村環境改善センターの経常管理費、臨時管理費が、補正予算で積めるのかどうか分かりませんが、欠落しておるように思いまして、なくなるはずはないのですよね。補正予算で積まれるかどうか、ご確認をさせていただければ。みせんとそこの部分が。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

予算のことですので私のほうから答えさせていただきます。このたび、令和6年度の予算書から、財務システムの方変更になりまして、各項目をいろいろ整理しております。具体的に言うと、昔の名残で残っていたものを、こっちで立ったりこっちで立ったりしないように、なるべくしないようにということでまとめて、今のご指摘の農村環境改善センターとかみせんとかの場合は、歳出ページの35ページのほうへまとめているところで。目の財産管理費のほうへ、35ページのほうへまとめています。予算書の、ごめんなさい。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） 6 番。

60ページ目の、観光ぼたん園の臨時管理費、74万8,000円。トイレ解体ですけど、更地にするって言われたけど、その後は何も考えてないのか、ちょっと教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

観光ぼたん園にありましたトイレでございますが、非常に老朽化が進んでおりまして、扉のほうも取れたりしてですね、危ない状態も続いておりましたので、このたび取壊し費の予算を計上させていただいております。

で、あと地利用ということですが更地として考えておりまして、そこにぼたん園としてのトイレを設置する計画はしておりません。近くに、道の駅の公衆トイレでありますとか、このたび整備をされました公園等にもトイレが設置をされておりますので、そちらをご活用いただければと考えております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですね。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） 5 番。

何点かありますので、まとめて問うておきます。

まず、概要書ですが、32ページ、飯南町農業振興アドバイザー委託料200万円。これは毎年出てくるかと思いますが、これは単年度契約か、その都度の契約か、それとも何年か区切った契約かということと、それは、いつまでこういうアドバイザーをお願いするかということが1点。

そして、次に、同じく32ページですが、猟友会活動助成金等がありますが、猟友会の中でも高齢者の方が、次々おられなくなっておるわけですが、現在の猟友会の会員の中で、銃保持者、猟銃ですね。猟銃を持っておられる方、いわゆる「止め」をされる方ですよね。檻に入っておれば。そういう銃の所持をされている猟友会の会員は何名おられるのか。

そして、サツマイモ、同じく32ページですが、サツマイモ保管倉庫補助、これ3,000万円出ております。

これは生産者組合の加入者だけの使用にとどまるのか。一般、かなりの規模でされてる個人の方も、それは、持って保管ができるのかということと、下赤名の放牧場を今度利

用されるということでございます。これは、大体おおむね何頭ぐらいを放牧されるのかということをお伺いしたいと思いますので、お答えをお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外

先ほどの質問のうちのアドバイザーですね、農業振興アドバイザーについてお答えいたします。単年か複数年かというところは、単年契約でございます。これ毎年の契約になっております。

そして、いつまでかというところですけども、この農業振興アドバイザーで委託しております増田さんという方につきましては、一方で、もみ殻培土ですね、予算説明資料の2つ上にありますが、産官学連携推進協議会、こちらのほうで、今、もみ殻培土の実用化について検討していただいておりますが、そのアドバイスのほか、町内の農業振興に広くアドバイスをいただいているというところでございます。

一定の目途が立つまでは、引き続き委託をさせていただきたいというふうに考えております。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

それでは、2番目のご質問であったかと思います、猟友会の銃保持者が何名かということですが、すいません、今正確な数字を持ち合わせておりませんので、改めて回答させていただければと思っております。申し訳ございません。

それから、次です。サツマイモの利用施設について、利用がどうかということでの質問でございましたが、事業実施主体につきまして、補助をする団体につきましては、飯南町園芸振興対策協議会というところに補助金を交付する予定にしております。その構成の中に、飯南町サツマイモ生産者協議会という団体がございまして、そちらが実際に利用されるものと考えております。

一般の利用ということが可能かどうかということでございますが、補助金のメニューといたしましては、こちらの団体に補助金を交付ということにしておりますので、基本的には、この飯南町サツマイモ生産者協議会の構成員の方が利用されるものと考えております。

それから、次の質問ですが、下赤名放牧場の放牧頭数が何頭かということですが、計画といたしましては、肉用牛を10頭の計画をしております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山登美男） はい。7 番。

55ページになりますけども、農業振興費の中に、地域おこし協力隊活動事業、農業というのが、農業振興費の最後のところにありますけども、説明の中でですね、現在の協力隊員が7月で終わるので、それしか組んでないということです。

ほかの協力隊、いろんなところありますけども、それが全てだったと思いますが、募集して1年分予算化をするように対処されてますけども、ここは、もうそれ以降は予算化してないということは、要らないというというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

農業の協力隊についての質問でございます。7月で終わるというのは、3年の任期が満了するということで終了ということですが、受入れ先等、他の施設の他の協力隊もそうですが、受入れ先等の協議によりまして、協力隊を募集採用するということを決定的にしております、このたび、こちらの予算で計上しております協力隊につきましては、その次の協力隊ということでの話の中では、次をすぐ求めるということでの話合いとはなっておりませんでして、このたびは予算計上を見送っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

○7 番（景山登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山登美男） はい。

この方の協力隊の活動がどういう活動だったか、承知してなくて、お尋ねして申し訳ありませんけども、この方をお願いしてた業務といいますか、そうしたことは、この契約期間の終了をもって、そういうお願いをする必要は、もう既になくなってるのかは、今までそうだったものは、何かある状況が変わらないと引き続き必要じゃないかと思うんですけども、そこんところ現状どうなんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

午前 11 時 55 分休憩

午前 11 時 56 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

このたびの、協力隊の 7 月の任期満了ということですが、これ、今後、担っていた業務がもちろん一切不要というわけではないんですが、続けてすぐ、今また新しい協力隊を募集採用してやるということに協議の中で至らなかったということで、このたびは予算を落としております。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） はい。8 番。

すみません、6 点ほど。細かいものもございますが、一つ、農業費、農業振興費、農作物鳥獣被害防止事業の中の、このたび、電気柵や柵、それから箱わな等整備されるための補助金あるいは貸付金として準備を予定されてますけども、この貸付金につきましては、返済の開始日だとか、返済期間だとか、そういったもののご説明はなかったので、この説明を追加でお願いしたいのと、次に、園芸対策事業の中で、補助金として、ネギの収穫というふうになんかちょっと上がってて、ちょっと非常に違和感があったもんですから、これはネギの選果場か何かの整備、あるいは、選果場を利用させていただくための補助金なのかどうか。収穫に補助金が出るというのは、ちょっと、どうもなじみがないもんですから、その辺をちょっとご説明いただきたい。

それとあわせて、次、同じく農業費振興費ですけども、リースハウス団地の整備で、このたび 10 棟を整備されるということでございますが、整備される地域をご紹介なかったと思いますので、ご紹介いただければと思います。

それから、次、次世代人材投資事業ですけども、新規就農者の方だと思うんですけども、新たに就農するにあたって、農業機械、大型機械を導入されるものと思いますが、これは新たにリースハウスを借りられる方と同じ方がご利用になるかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

それから、続いて、林業費でございます。林業費の中に、林業振興費、森林経営管理制度推進事業の中にですね、林業就業者確保対策補助金というので 120 万円、これは前年同様に積んであるんですけども、1 人 60 万円、支度金ということで 1 人 60 万円 2 名とい

うことで予算を立てられておると思います。昨年度実績があったのかどうか、また今年度見込みがあつての予算なのかどうか、お聞かせいただければと思います。

それから、最後に、商工費の大しめなわ創作館、経常管理費の中の指定管理料なんですけれども、39万円ほど昨年度から上積みされております。その理由の説明はなかったので、お願いをいたします。以上です。

○議長（早樋 徹雄） はい、昼になりましたけれども、延長分は午後少し遅くしたいと思います。答弁を求めたいと思います。

8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

まず1点目ですが、鳥獣対策の関係で、貸付金となっているが、ということですが、こちらはですね、今、令和2年以前の補助金交付をしていたときも同様ですが、協議会がですね国から直接補助を受ける関係上、町であれば予算を組んでということですが、こちらについてはお金がないということで、その部分を町のほうで貸付けをして、3月末に補助金が入ってきたら返していただくということでやっております。貸付金のほうにつきましても、予算さんのほうで計上させていただいております。

それから、園芸作物のネギの収穫についてでございましたが、こちらにつきましては、ネギ収穫の機械ですね。ネギを収穫する時に使う機械の補助、ネギ収穫機の補助を見っております。

それから、リースハウスの地域ということですが、こちらにつきましては、3件ございまして、1件が飯南町下赤名地内でございます。建設の棟数は4棟となっております。それからもう1件が大字獅子となっております、棟数が同じく4棟。もう一つが飯南町野萱地内となっております、こちらについて棟数が2棟、計10棟となっております。

それから、担い手育成の支援事業の方と次世代人材の方がイコールかということですが、これ同じ方1名でございます。

それから、5番目、林業費等の就業者の補助で、昨年の実績と今年度見込みということですが、すいません。こちらちょっと確認をさせていただいて改めてお答えをさせていただければと思っております。失礼いたしました。昨年度の実績はございませんでした。今年度見込みを立てた予算でございます。

それから最後6番目ですが、大しめなわ創作館の指定管理料の増額になっておる内訳ということでございましたが、こちらにつきましては、34万3,000円増額となっております、こちらは人件費の増とそれから灯油代の増、それから、フリーWi-Fiの設備を新設をしております、こちらを計上しております。説明は以上になります。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。それでは、ここで休憩をいたします。
本会議の再開は13時15分といたします。

午後 0時05分休憩

.....

午後 1時13分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは、本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、53ページの農林水産業費から61ページの商工費までで質疑を行いますと思いますが、午前中のところで、5番議員の質問に対して答弁保留がありますので、この件から答弁を求めたいと思います。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 本間産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（本間 康浩） 番外。

午前中のご質問に対してお答えをいたします。銃をいわゆる猟銃免許持ってる方が何人いらっしゃるかということでしたが、確認しました。17名町内にいらっしゃいます。猟友会の会員が現在74名いらっしゃいますので、そのうち17名が猟銃の所有をされておられる方でございます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

次に、61ページの款、土木費、項、土木管理費から、65ページの款、商工費、項、同じく消防費までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。5番。

概要書42ページですね。長谷公民館、川尻公民館、ともに駐車場の整備がありますが、これは既存の駐車場を拡張されるのか、それとも新規に整備して駐車場つくられるのか、それと舗装を伴うものか、お尋ねいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

こちら、長谷公民館、川尻公民館の駐車場整備ですが、既存の駐車場の舗装整備を行

うものでございます。舗装です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。9 番。

説明書45ページの中で、消防費、消防費、災害対策費の中の災害対策経常管理費、衛星携帯電話使用料となっておりますが、衛星電話、多分増やされたと思うんですけど、何基あって、どこどこに据付けているのか、もしくは使うのかというところをちょっとお聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

衛星携帯電話についてのご質問ですけれども、現在ですね、今年度携帯電話のほうが変わるということで、電話会社のほうから電話いただいて、更新というか新しい機器になっておりますけれども、これまで使われたところを優先的に配置をされるというか、配備をされるというか、購入されるということで、ちょっとこちらのほうまで来ておりませんので、まだ現在は購入できていない状況でございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。

現在はないという認識でよろしいですか。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

はい、おっしゃるとおりで、現在はまだ購入ができていない状況です。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 9 番、平石議員。

○9 番（平石 玲児） はい。

これは、今まで通信には使ってなかったと、新規じゃないですよ。ないということですけども、どういうことなんですか。ちょっと説明がよくわからないですけど。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

衛星携帯電話についてはですね、令和5年度に予算措置をして新規に購入することと

しておりましたけども、先ほど申し上げたとおりで、新しい機器に更新されるということで、これまでの予定されとった機器が使えなくなるということで、新しい購入機器のほうが発売されておりますけども、それにつきましては、これまで、古い衛星携帯電話が使われていたところを優先的に販売をしていくということで、まだ在庫がないという状況でございます。以上です。

失礼しました。令和5年度に購入する予定でしたけども、ちょっとそれは見送りと、今、させていただいている状況です。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

消防費のところで、説明資料の44と45にまたがっておりますが、上の消防団員報酬250名分、一番最後のところの災害の関係のところでは、これは条例定数300人ということで計算されておりますが、たぶん実質活動しておられる方は250名分の団員登録なんだろうと思うんです。

で、条例で定めてある300人で掛金を払わにゃいけないということはあれですが、条例を変更して250に、実質に近いものにすれば、補償分の掛金は、単純に計算すると1人2万円ぐらいの計算になるんですけど、100万円ぐらいは浮くような気がするんですよ。無理にその条例が、（聞き取り不能）かえられないことですけど、そんなに難しい話じゃないと思うんですが、この実質のものより条例のほうが多いわけです。

実際、これ掛金が高いわけですけど、そこら辺の考え方ですよ。100万円を節約しようと思えば、条例を改正して250にすればいいという話になるんだろうと思うんですが、そこら辺の考え方をちょっと教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

定数については、おっしゃるとおり現在300名でございます。数年前に、4、5年前だったと思いますけどもこちらのほうの定数のほう削減しております。

おっしゃるとおり現状ですね、消防団員というのは240名余りでございまして、今後増えることも想定をして250名で組んでおります。

考え方ですけども、いろいろ消防団の活動など、できる限りですね人を増やして、消防活動、安心安全なまちづくりをしたいということで、現在この定員のほうで行ってお

りますが、またですね、今後状況等も見ながらですね、条例の改正等も必要に応じて検討していきたいと思っております。

消防団員の定数によって、交付税の基礎数値とかにも反映してきておりますので、そういうことも踏まえて、総合的に定数のほうも判断をしていきたいと考えております。

○議長（早樋 徹雄） 3番、熊谷議員。

○3番（熊谷 兼樹） 3番。

確かに交付税が多分関係しとるんかなという思いはしておりましたが、むしろ、今、団員数が少ないことの問題、確保する対策をどうするかということが片方にあるって、条例で300ということがあるんであれば、例えばもうちょっと努力をして団員を増やすための予算をつくって、何か消防団の魅力化じゃないですけど、実際問題、今、ああして災害が起きておりますが、石川県も大変な状況ですけども、やはりそこでやっぱり言われるのが、今の非常備消防団、いわゆる消防団の数が足りなくなってるのが問題だということが、指摘されとるわけで、やはり、少なくなったからしょうがないじゃなしに、やはりそれをどういうふうに補っていくかということの手だてもやはり片方では考えていかなきゃいけないんじゃないかなということは、ちょっと申し上げておきたいと思えますし、今の、実質250しか無理だということであればですよ。あるんであれば、逆に、条例のほうも考えないといけんかなという気がしておりますが、ちょっとお考えを伺わせていただきたい。

要は、300人までに増やしたいという努力をされるのかということです。今のやはり消防団員のやっぱり数というか人数は必要だという認識であれば、それに向けてのやっぱり努力をしないといけんのじゃないかなという気はしておって、その考え方をちょっと聞かせていただければ。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。

消防団員の人数についてはある程度必要ということで認識をしています。全国的に消防団員の数、減っております。本町でも新入団員は増えておるんですけども、消防団員も減ってきておまして、現在機能別消防団員という制度がございますので、そういった退職された方ですね、そういった方、機能別消防団員になっておられる方も多くおりますので、そういった方をですねどんどん増やしていきながら、安全安心なまちづくりを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、66ページの款、教育費、項、教育総務費から、74ページの款、予備費、項同じく予備費までで質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

教育総務費、事務局費、派遣指導主事の負担金とですね、もう一つ、教育費、指導主事だったか、県との協議によって負担率が変わったために、金額が変わったという説明でしたけども、これは県として、どこにもおられるかどうかわかりませんが、該当全市町村に向けてそうしたことなのか。うちだけ何か個別の要件があるのか、ちょっとそこら辺お聞かせください。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

派遣指導主事と社会教育主事についてのご質問でした。こちらの対応は、全県同一のものでして、市町村これまでの負担額割合が4分の1だったのが2分の1になりました。市の場合が2分の1が3分の2に変更になったというように変わっております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

次に、75ページ、給与費明細書から、最終84ページの債務負担行為に関する調書までで質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで令和6年度飯南町一般会計予算の質疑を終わります。

次に、議案第36号、令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号、令和6年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号、令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号、令和6年度飯南町病院事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号、令和6年度飯南町簡易水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山登美男議員。

○7番（景山登美男） はい。7番。

水道事業管理費の中で、程原地区に電子式水道メーター10基導入ということですが、この仕組みというか、誰でもわかるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。

程原地区に設置予定の電子式水道メーターにつきましては、携帯のネット回線によって、水道メーターの数値を、ネット経由で役場のほうで受信できるということで、行って検針をしなくても済むという機械になります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号、令和6年度飯南町下水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

水道の資本的収入の中でですね、企業債ですけれども、資本平準化債ということで、償還の期を迎える債権の返済に充てるためにですね、繰り延べるために、返済を繰り延べるために借りる起債なんですけれども、これが、このたび1億700万円ほどございます。起債を先延ばしするんですけれども、これのコメント欄にですね制度見直しによる増額ということで、書かれておるんですけども、これ、説明資料のほうですね。説明資料の4ページになります。説明資料の4ページの上の段になります企業債の資本費平準化債ということでですね、繰り延べるための起債になるんですけれども、これが制度見直しによる増額とありまして、その制度の見直しというのが、今まで、幾らかの縛りがあって、それが、ここまでの額は使えなかったのか、それとも今回、元本返済額が大きい形になってるので、それに見合う形のものを借りられたのか、その辺がちょっとよくわからなかったもので、ご説明いただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。

資本費平準化債の制度見直しによる増額についてですけども、このたび、この平準化債の制度の見直しによって、計算方式が変わって、より多く起債のほうで借り入れるという結果になったことから、今回増額になっております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、発議第1号、飯南町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長は、発言席へお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

なお、この発委第1号につきましては、委員会付託を行わず、最終日に討論採決とさせていただきます。

日程第3 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、委員会付託をおこないます。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

まず総務厚生常任委員会は、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、以上28議案。

教育経済常任委員会は、議案第8号、議案第9号、議案第12号、議案第18号、議案第19号、議案第24号、議案第28号、議案第40号、議案第41号、以上9議案。

予算特別委員会は、議案第30号、議案第35号、以上2議案。以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり付託することに決定いたしました。

これで委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、7日から10日は休会とし、本会議の再開は、11日午前9時といたします。
一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書の提出をお願いいたします。
それでは、本会議は終了いたしますが、ここで教育委員会から、連絡事項があります
ので、そのまま少し残っていただきたいと思います。

○教育長（大谷 哲也） 私のほうから1点報告をさせていただきます。

町内小学校のいじめ事案につきましては、いろいろとご心配をおかけしておりますが、
先日、保護者から訴状が裁判所のほうに提出をされまして、3月1日の日に役場のほう
へ松江地方裁判所からも、書類が届きました。

現在、中身を精査しながらですね、今後の対応について検討してるところでございます。
今日のところは、近日中に報道がなされるかもしれないということで、議員の皆様に取り
あえず速報をさせていただくものでございます。

今後の対応等や経緯につきましては、会期中の全員協議会等でまたご説明させていた
だければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上です。

全員協議会のほうでも、会期中の全員協議会でも説明を受けたいと思います。以上で
す。大変ご苦労さんでございました。

午後1時37分散会
